

# 医療給付

医療給付の種類	対象者および給付の内容	担当課
不妊に悩む方への特定治療支援事業	指定医療機関で特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）を受けた夫婦 ・1回の治療（申請）につき30万円を限度（治療内容によって上限額が異なりますので詳しくはお問い合わせください。）として、初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまでに1子につき通算6回、40歳以上43歳未満の場合は43歳になるまでに1子につき通算3回まで助成（43歳以上の場合は、助成対象外）	健康課 母子保健担当 ☎226-9963
産後ケア	出産後（退院後）育児不安等により、特に保健指導が必要な産婦と新生児を対象とし、委託医療機関・助産所で母体の管理や育児指導を実施。利用期間は、基本7回、理由により延長7回、宿泊型と通所型の利用を選択できます。利用料は、委託医療機関・助産所が定める額と市が負担する額との差額を利用者が負担します。ただし、生活保護を受けている方の利用料は無料（新生児のミルク・おむつ代等は自己負担）。なお、施設により利用料が異なりますので、詳しくは右の担当へお問い合わせください。	
妊娠高血圧症候群等療養支援費支給	妊娠高血圧症候群等により7日以上入院治療を受けた、所得税課税額が年額15,000円以下の世帯に属する妊産婦に対する医療費の一部	
養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下又はその他の理由により、指定養育医療機関の医師が入院医療を必要と認めた新生児に対する医療費の一部	
自立支援医療費（育成医療）支給	指定医療機関で①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害⑥先天性の内臓機能障害（⑤に掲げるものを除く）⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について、確実に治療効果が期待できると医師が判断した医療等の給付を受ける18歳未満の児童に対する医療費の一部	
小児慢性特定疾病医療費支給	・国の告示で定める疾病及びその疾病の状態の程度に該当する18歳未満の児童で、認定を受けた人 ・支給対象となる医療の内容：認定となった疾病に係る（1）診察（2）薬剤又は治療材料の支給（3）医学的処置、手術及びその他の治療（4）居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護（5）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（6）移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）	
特定医療費（指定難病）給付	・国の「難病患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の認定を受けた人 ・支給対象となる給付の内容：指定難病の保険診療による治療のうち、入院・外来の医療費、保険調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他看護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービスに関する医療費の一部	健康課 難病精神保健担当 ☎226-9965
特定疾患等医療費給付	・「特定疾患治療研究事業」「長野県特定疾病医療費助成事業」「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」及び「遷延性意識障害者医療費給付事業」に規定された疾患の認定を受けた人 ・給付内容は上記「特定医療費給付」と同様	
ウイルス肝炎医療費給付	B型及びC型ウイルス肝炎の治療等に関する医療費の一部	
結核医療費公費負担事業	結核による医療が必要と認められた人に対する医療費の一部	健康課 感染症対策担当 ☎226-9964